

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

- (1) 所在地 高知市棧橋通2丁目1番53号
- (2) 名称 高知県立県民体育館
- (3) 使用場所 主競技場（床面積1,945㎡）、補助競技場（床面積786㎡）、大会議室（床面積75㎡）、小会議室（床面積35㎡）

2 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の運営・管理に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認する

ものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教 育 長

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

(1) 所在地 高知市高埴12番1号

(2) 名称 高知県立弓道場

(3) 使用場所 近的射場（床面積178㎡）、遠的射場（床面積73㎡）、控室1（床面積64㎡）、控室2（床面積90㎡）、1階控室（床面積392㎡）

2 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の管理・運営に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認する

ものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教 育 長

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

- (1) 所在地 高知市丸の内1丁目8番3号
- (2) 名称 高知県立武道館
- (3) 使用場所 試合場（床面積 991 m²）、剣道場（床面積 202 m²）、柔道場（床面積 187 m²）、研修室（床面積 38 m²）、会議室（床面積 27 m²）

2 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の運営・管理に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認する

ものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長